

健康・スポーツ科学センター体育施設使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、健康・スポーツ科学センター規程第4条第3項の規定に基づき、体育施設の使用について必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この規程は、健康・スポーツ科学センター（以下「センター」という。）規程第4条に規定する体育施設に適用する。

(使用範囲)

第3条 体育施設は、次の各号に掲げる場合に使用するものとする。

- (1) 九州産業大学（以下「本学」という。）の基礎教育科目におけるスポーツ科学演習の授業（九州産業大学造形短期大学の当該授業を含む。）及び人間科学部スポーツ健康科学科の授業科目
- (2) 学校法人中村産業学園（以下「学園」という。）の式典及び行事
- (3) 本学学友会所属サークルの課外スポーツ活動
- (4) 本学学生（九州産業大学造形短期大学の学生を含む。以下同じ。）の課外スポーツ活動
- (5) 学園の教職員のスポーツ活動
- (6) 本学学生及び学園教職員以外の者（以下「学外者」という。）が行うスポーツ活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センター所長（以下「所長」という。）が適当と認めたもの

2 体育施設の使用にあたっては、前項第1号及び第2号に基づく使用を優先させる。

(使用休止日)

第4条 体育施設の使用休止日は、次の各号に掲げる日又は期間とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日
- (4) 本学学則に定める春季休業、夏季休業及び冬季休業の期間のうち所長が指定する日
- (5) その他所長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、所長は使用休止日を臨時に変更することができる。

(使用休止日の使用)

第5条 体育施設は、次の各号の一に該当する場合は、使用休止日であっても使用させることができる。

- (1) 公式競技大会が行われるとき。
- (2) 合宿が行われるとき。
- (3) その他所長が特に必要と認めたとき。

(使用時間)

第6条 体育施設の使用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 屋内体育施設 午前9時～午後9時
- (2) 屋外体育施設 午前9時～午後9時

2 体育施設の早朝使用時間は、午前6時から午前9時までとする。

3 所長は、授業その他特に必要と認めたときは、体育施設の使用時間を変更することができる。

4 前条の規定による屋内体育施設の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

(夜間照明施設の使用時間)

第7条 夜間照明施設の使用時間は、日没時から午後9時までとする。ただし、所長が授業その他特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用手続)

第8条 体育施設の使用は、次の各号に掲げる手続を経て所長の許可を受けなければならない。

- (1) 基礎教育科目におけるスポーツ科学演習の授業（九州産業大学造形短期大学部の当該授業を含む。）及び人間科学部スポーツ健康科学科の授業科目については、教務課は年間授業計画表を前年度末までに提出すること。
 - (2) 学園の式典及び行事については、担当部所は使用計画を提出すること。
 - (3) 学友会所属サークルの課外スポーツ活動については、責任者は翌月の使用計画を当月20日までに学生課を通じて提出すること。
 - (4) 本学学生の課外スポーツ活動については、責任者は使用願を使用日の7日前までに提出すること。
 - (5) 学園教職員のスポーツ活動については、責任者は使用願を使用日の7日前までに提出すること。
 - (6) 本学の主催又は主管する対外試合については、責任者は使用計画及び使用願を使用日の30日前までに提出すること。
 - (7) 学外者の使用については、責任者は使用願を使用日の30日前までに提出すること。ただし、夜間照明施設の使用は認めない。
- 2 第5条に該当する場合の使用については、責任者は使用願を使用日の30日前までに提出しなければならない。
- 3 前2項により体育施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）の都合により、使用を取り消す場合は、責任者は使用日の3日前（学外者にあつては7日前）までに所長に申し出なければならない。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項及び別に定める体育施設使用心得を遵守し、係員の指示に従わなければならない。

- (1) 施設及び備品の保全につとめ、整理整頓、火気及び盗難に留意すること。
- (2) 物品の販売、陳列又は広告物の掲示については、所長の許可を受けること。
- (3) 所定の場所以外での飲食及び喫煙をしないこと。

(使用の中止及び許可の取り消し)

第10条 使用者が次の各号の一に該当するときは、所長は許可を取り消し、使用を中止又は変更させることができる。

- (1) 前条の規定に違反し、その他係員の指示に反したとき。
- (2) 学園の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設又は備品を破損又は汚損し、若しくはそのおそれのあるとき。
- (4) 学園が体育施設を使用する必要が生じたとき。
- (5) その他体育施設の管理上不相当と認められるとき。

(使用者の責任)

第11条 使用者は、体育施設使用中に発生した使用者側に起因する人身事故、盗難その他の事故については、その責を負うものとする。

(使用者の弁償義務)

第12条 使用者は、施設又は備品を破損又は汚損したときは、原状回復し、又はその損害額を弁償しなけ

ればならない。

(使用料)

第13条 学外者は、体育施設を使用したときは、使用后7日以内に体育施設使用料金表(別表)に定める金額を財務課に納付しなければならない。ただし、所長が特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、体育施設利用料金を減免することがある。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、学長が学部長会議の意見を聴取した上で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成3年6月28日から施行する。
- 2 九州産業大学体育施設使用規程(昭和53年11月1日施行)及び九州産業大学夜間照明施設利用規程(昭和55年1月25日施行)は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成4年6月26日から施行する。
- 2 九州産業大学体育館使用内規は、廃止する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年5月31日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月22日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年5月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表

体育施設使用料金表

施設区分			使用単位	料金 (円)	
				施設使用 (1時間)	
屋 内 体 育 施 設	大 桶 ア リ ナ 2	卓球室	1階	1台	250
		多目的室 (1)		全面	1,000
		多目的室 (2)		全面	1,000
		多目的室 (3)		全面	1,000
		多目的室 (4)		全面	1,000
		多目的室 (5)		全面	1,000
		多目的室 (6)		全面	1,000
		多目的室 (7)		全面	1,000
		多目的室 (8)		全面	1,000
	多目的室 (9)	全面	1,000		
	0 2 0	メインアリーナ	2階	全面	16,000
				3/4面	12,000
				2/4面	8,000
				1/4面	4,000
	屋内運動場		1階	全面	1,500
武 道 館	剣道場	1階	全面	2,000	
	柔道場	2階	全面	2,000	
弓道場			全面	1,500	
九州産業大学屋内プール		1階	全コース	6,000	
			1コース	1,000	

施設区分		使用単位	施設使用（1時間）
屋 外 体 育 施 設	野球場	全面	3,000
	陸上競技場	全面	3,000
		半面	1,500
	球技場	全面	3,000
		半面	1,500
	テニスコート	1面	600
	ゴルフ練習場	1打席	400
	アーチェリー場	全面	1,000

(注) 体育施設使用料金表の料金には、消費税を含まない。消費税は別途徴収する。